

# 児童自立支援施設に関する実態調査について(調査結果)

## 【調査対象及び回答状況】

全国の児童自立支援施設58施設の全てを対象に都道府県等を通じて調査を依頼し、全施設から回答を得た。

## I 施設の概況(平成17年4月1日現在)

### (1)施設の状況

- ・設置主体の別 国立:2か所、都道府県・指定都市立:54か所、民立:2か所
- ・寮舎運営形態の別 夫婦小舎制のみで運営:20か所、交替制又は並立制で運営:38か所

### (2)職員の状況(構成)

#### 【施設長】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第81条	
一般	福祉				1号	2号
48.3%	51.7%	58人	3.0年	23.0年	39.7%	60.3%

※児童自立支援施設の長の資格

#### 児童福祉施設最低基準第81条

児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上従事した者
- 二 児童自立支援事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適當と認めたもの

#### 【児童自立支援専門員】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第82条						
一般	福祉				1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
30.9%	69.1%	738人	6.5年	13.6年	24.3%	31.8%	3.0%	10.4%	18.8%	3.9%	7.7%

※児童自立支援専門員の資格

#### 児童福祉施設最低基準第82条

児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 学校教育法 の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 三 学校教育法 の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 四 外国の大院において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 五 学校教育法 の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 六 学校教育法 の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 七 児童自立支援事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適當と認めたもの

#### 【児童生活支援員】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第83条		
一般	福祉				1号	2号	その他
14.0%	86.0%	285人	9.1年	19.8年	88.8%	7.0%	4.2%

※児童生活支援員の資格

#### 児童福祉施設最低基準第83条

児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 三年以上児童自立支援事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適當と認めたもの

#### 【その他の職員】

職種	看護師	保健師	医 師	心理士	事務員	調理員
常勤	16	4	4	24	146	144
非常勤	3	4	131	23	11	98
合計	19	8	135	47	157	242

## II 直接援助職員の採用・確保について

<夫婦小舎制のみの施設は（3）へ>

(1) 直接援助職員の採用区分を回答下さい。（複数回答可）

(「夫婦小舎制のみ」の施設を除く施設数

38 )

	割合 (%)	施設数
①選考採用	34.2	13
②一般試験による採用だが、福祉職など特定の採用区分	55.3	21
③一般試験による採用で、垣根のない採用区分	31.6	12

(2) (上の問で②③と回答した場合)

ここ数年、施設に配属された直接援助職員の経歴で最も多いものはどれですか。

( (1) で②③と回答した施設数

33 )

	割合 (%)	施設数
①児童自立支援施設経験者	12.1	4
②児童福祉施設経験者（児童自立支援施設を除く）	48.5	16
③児童関係行政経験者	9.1	3
④福祉関係行政経験者	12.1	4
⑤その他	18.2	6
(⑤と回答した場合) その理由は？		
ア 関係行政経験者の配置が望ましいが、適当な人材がいない。	0.0	0
イ 幅広い行政分野を経験させるために、あえて無関係の分野から配属。	33.3	2
ウ 県の人事担当部局の配置方針が不明確	0.0	0
エ その他	66.7	4

○福祉に関心が高く意欲ある職員に幅広い行政分野を経験させる。

○教育委員会から教員が出向（2）

○教育委員会との交流人事による教職経験者の配置

<夫婦小舎制以外の施設は（5）へ>

(3) これまで夫婦小舎制の存続にあたって苦労したことは何ですか。（複数回答可）

(「夫婦小舎制のみ」の施設数

20 )

	割合 (%)	施設数
①職員の選考採用の実施に県の人事担当部局が難色を示す。	15.0	3
②職員の選考採用募集に適格な応募者が集まらない。	85.0	17
③応募者はいるが、県の人事担当部局の合格基準に達しないので採用できない。	10.0	2
④職員の選考採用はできるが、その配偶者がこの仕事を望まない。	0.0	0
⑤その他	20.0	4

○かねて職員採用募集に関する照会や優秀な人材の情報提供があつても、施設側の採用募集時期とあわず、タイミング良く適格な応募者を得られない場合がある。業務の困難性や課題への取り組みにおいて、職員の抱え込む力、継続する力、忍耐する力などが全般的に脆弱化の傾向にあり、職員の個別事情が反映しやすく周囲から応援する仕組みが必要である。夫婦の価値観、職務への使命感のなど個人差も大きくなっている。

○教員の夫婦（夫婦が教員又は夫のみが教員）を各寮舎へ職員として配置しているが希望者が少なくなっている。

○職員の選考採用が行えないため、職員の確保が困難である。

○採用できたとしても、勤務の厳しさや指導上のことでの病気になったり、途中でやめるケースが増えてきた。

(4) 今後の新たな寮長、寮母の確保の可能性についてどう思いますか。 (複数回答可)

	割合 (%)	施設数
①この仕事を希望する者はおり、選考採用の仕組みも機能しているので確保できる。	10.0	2
②この仕事を希望する者はおり、選考採用の仕組みが今後も機能するならば、確保の可能性はある。	50.0	10
③この仕事を希望する者はいるが、選考採用の仕組みが維持しにくくなっている。 見通しは暗いと思っている。	10.0	2
④この仕事を希望する者の確保そのものが難しい。	30.0	6
⑤その他	25.0	5

- 平成18年度から小舎交替制の寮運営に移行予定
- 確保した職員の養成と高齢化する職員の新陳代謝がスムーズにいかなければ、制度疲労が起こり、夫婦制の維持は困難となる。大学、国立養成所、各児童福祉施設等とのネットワークを構築し、この仕事を希望する者を広く広め、その情報が施設と結びつけられるようにするべきである。
- 性別での採用が困難になってきている。
- 教員の夫婦を各寮舎へ職員として配置しているが、希望者が少なくなってきており、採用が難しくなっている。
- 数としては多くないが希望する者はいる。武蔵野学院の養成所の再検討（人数、男女比率）や専門員の資格要件の見直し等が必要であると思う。

<すべての施設にお聞きします>

(5) 直接援助職員の状況を回答下さい。

(全施設数

58 )

・平均在籍年数

年
7.6

・最長年数

- 5年未満
- 5年以上～10年未満
- 10年以上～15年未満
- 15年以上～20年未満
- 20年以上～25年未満
- 25年以上～30年未満
- 30年以上

施設数
1
12
7
6
9
9
14

※最長 36年

・最長平均年数

年
19.9

・最短年数

- 1年未満
- 1年以上～2年未満
- 2年以上～3年未満
- 3年以上

施設数
18
17
12
11

※最長 9年

・最短平均年数

年
1.4

(6) 在籍する間に、入所している子どもに対して、毅然として、しかも親密なコミュニケーションが図れるようになる職員は全体の何割くらいですか。

・割合

	割合 (%)	施設数
1割	0.0	0
2割	8.6	5
3割	8.6	5
4割	3.4	2
5割	13.8	8
6割	15.5	9
7割	13.8	8
8割	22.4	13
9割	12.1	7
10割	1.7	1

・割合の変動

	割合 (%)	施設数
上がっている	17.2	10
下がっている	39.7	23
変わらず	41.4	24
※比較できず	1.7	1

・最低必要年数

	割合 (%)	施設数
1年未満	1.7	1
1年	5.2	3
2年	12.1	7
3年	36.2	21
4年	3.4	2
5年	27.6	16
6年以上	8.6	5
※数値化できない	5.2	3

### III 職員の援助技術の向上について

当てはまる取り組みに、○をつけて下さい。（複数回答可）

	割合 (%)	施設数
(1) 採用後からすぐに直接援助業務に就く。	77. 6	45
(2) 採用後一定の期間研修期間が設定されており、サポートを受ける。	22. 4	13
(3) 定期的にケース検討会議を開き、ケースの具体的な支援策を検討している。	75. 9	44
(4) 具体的な援助技術について勉強会・研究会を行っている。	51. 7	30

- ケース検討会議を通じて技術の向上を図っている。また、国立武蔵野学院が開催する研修会への参加。
- 精神科医による勉強会
- 採用後、1ヶ月間園内研修を実施している。
- 情緒障害児短期治療施設との合同研修会（年3回程度）
- 心理判定員による面接法、SSTやグループワークの職場内研修を開催
- 新任職員に対して月3～4回（定期的）、また生徒の問題行動等により、経験の少ない職員への指導を要する場合は、隨時指導・勉強会を実施している。
- CPI（非暴力的危機介入法）園内伝達研修、家族支援に係る事例研究会（大学教授、児童相談所職員も参加）
- ケース検討会等を通しての勉強会、園独自の研修
- 遭遇学習会（年6回）、生活支援員研究会（月1回）、専門員研究会（年4回）
- 隨時、寮舍会議等でケース研究を含め行っている。
- 職場内研修の実施
- 寮会議、職員全体会に行われる遭遇検討及び自立支援計画検討会など
- 精神科ケース研修、外部講師研修、施設職員による研修
- 他県の児童自立支援施設長を招いての研修会
- 嘱託医による研修
- ケースカンファレンス
- 所内研修やケースカンファレンス等を通して行っている。
- 嘱託精神科医を交えてケース研究会実施（年2回）している。
- 週1回職員会及び月1回ケース検討会、学科指導会。その他適宜男子寮会、女子寮会、あり方検討会実
- 児童相談所、家庭裁判所を入れてケーススタディ
- ケース会議、指導課会
- 新任者を対象にした研修会
- 新任職員研修を2日（うち1日は児相で研修）、園内研修、児相の研修、国の研修に参加。
- 寮・スタッフ会議
- 所内研修（外部から講師を招聘）
- 指導課会議を頻繁に開催
- 嘱託医を交えたケースカンファレンス、鑑別所、医療機関とのカンファレンス
- 精神科嘱託医によるケースカンファレンス
- 月1回直接遭遇職員が順番でレジュメを作り園内勉強会
- 2ヶ月に一度援助技術を含む研究会も行っている

(5) 他の類似施設へ実習、研修に出向いている。	62. 1	36
--------------------------	-------	----

#### <主なもの>

- 全国の職員研修に参加
- 近隣の児童自立支援施設体験研修及び少年院見学
- 国立武蔵野学院での実習研修。交替制の他施設での実習、全国・関東児童自立支援施設協議会研修
- 県社会福祉協議会や児童相談所等の研修に参加
- 全国児童自立支援施設職員研修
- 全児協が実施する遭遇職員研修会等に参加し、他県施設との情報交換や遭遇技術の向上に努めている。
- 中児協の研修、将来の交替制に向け、交替制実施施設への視察、研修を実施した。
- 児童福祉施設連絡協議会の実施する研修
- 少年院、児童養護施設
- 県外自立援助ホーム訪問研修
- 児童相談所や教育委員会主催の研修会

(6) 他の類似施設と人事交流を行っている。

10.3

6

<主なもの>

- 国立相互の人事交流
- 同一自治体内施設での人事交流は頻繁に行われている。
- 児童相談所、知的障害者施設、保健所などとの人事交流
- 児童相談所など

(7) 外部研修に参加する機会が確保されている。

86.2

50

※全児協、地区別協議会、児童相談所、自治体、武蔵野学院など

#### IV 子どもの援助内容について

(1) 新入の子どもに特別の対応をしていますか。 (複数回答可)

	割合 (%)	施設数
①新入の子どものための専用寮舎がある。	13.8	8
②新入の子どものための特別なプログラムがある。	48.3	28
○新入児童支援カリキュラム（情緒の安定、生活への動機付け、健康診断、心理テスト、学力テスト）		
○1週間程度のプログラム（①生活上の約束、日課②退園までの努力目標の確立③学力の確認）		
○新入特別日課が3日間あり、その後も課題がクリアできなければ部分的に継続した日課におかれる。		
○寮長面接・個別生活指導（学力検査、運動能力検査等）		
○一週間程度、個別メニューで施設でのルール等についてのオリエンテーションを実施する。		
○支援寮において3泊4日の観察指導を行う。その後一般寮に入り観察指導を行う。期間は入所後2週間とする。		
○新入生への動機づけのため入所日から3日間の個別対応プログラムがある。		
○児童が生活になじむよう1ヶ月くらいは受容を中心に指導を展開している。		
○2日間程度のオリエンテーション		
○期間は1週間程度。担当が中心になり生活日課きまりについて説明。児童自身の課題・目標について作文をもとに面接し内容を深める期間としている。		
○入園時指導と称し、約1週間、特別メニューの生活、学習、作業訓練を実施する。		
○寮職員との関係作りで各寮工夫し、対応している。		
○入園後、3~7日ほど、個室にて別日課（観察期間）（※他児との接触を避ける、本館登校なし等）		
○施設内の空き寮を利用し、おおむね2泊3日の期間を導入。面接を実施している。		
○入所当日から4~5日間、空き寮を利用した専用寮で職員と1対1の特別日課を行う。		
○入寮した寮で個別指導を受け（期間は児童の状態による）、その様子により関係職員、教員による登校診断を行い、分校への登校の是非を決定している。		
○新入児童に4~6日間「生活のきまり」、「学校のきまり」を周知する期間を設けている。		
○1週間程度子どもが所属する生活寮で個別に導入プログラムを行う。		
○オリエンテーション（寮舎）、心身の健康チェック面接、学力診断		
○導入プログラムと称し、約1週間かけて実施している		
○空き寮を設けて有効に利用している。新入時約1週間、振り返りで2、3日。問題行動の反省で3、4日。面接、作文を行う。		
○一週間弱の個別オリエンテーションプログラムを設けている。		
○新入の場合、2泊3日で観察寮を使用。その中で1泊目寮長夜勤、2日目指導課長が夜勤し、細かな説明、子どもが落ち着いて生活できるようにしている。また2日目に心理判定員の面接をFSWの面接を行っている。		
○新入児童に対して、安心感や目的意識を持たせるため、全職員が交替で「初期支援プログラム」（4~5日間）を実施している。		
○2日程度のオリエンテーション		
○入所時から3日間を「特別指導」として、他児とは別途メニューで行い、児童の観察や当面の具体的目標について児童と話し合い認識させる期間としている。		
○5日間程度は別室での処遇を行う。動機づけ、日課・ルール説明、精神安定、学力確認		
○入所日を入れて3日間は寮扱いを行い、その後全体活動に参加させる。		
③先輩にあたる子どもの受け持ち制度がある。	43.1	25
④特にない。	8.6	5

- 受入れ寮の職員が集中的な面談を行い、動機付けの確認やガイダンスをしている。
- ガイダンスを実施し、先輩にあたる子どもに受入れ指導を周知している。
- 基本的な生活ルールや日課については、職員が援助・指導にあたる。その他の日課や、生活の細部については、先輩にあたる児童が、共に生活を送る中で教える。
- 新入生の世話係を設けている。
- 寮長、寮母との関係がとれてから登校する。
- 新入所児童には、入所期間の長い子どもが世話役として教育にあたっている。
- 入所後の1ヶ月間は試験期間とし、園外活動には参加させない。
- 状況によっては、2～3日寮長が中心に個別に対応する。
- 通常の寮日課は寮担任が行動を共にし、施設生活を順応させる。学校教育活動では、指導教室を設置し施設側職員が観察指導して、分教室担任との協議で学校教育へ参加させる。クラブ活動も入園当初はしばらく参加せず寮担任が寮活動を中心に生活を共にしながら援助活動を行う。新入生の指導については、「新入生入所時指導」として指導要領を定めている。
- 入所後最低5日間は寮舎で生活し落ち着いてから分校へ登校する。
- 入所式で本施設の生活やその援助内容について、本人及び保護者へ説明している。また、寮舎に入る際に、寮長、寮母から寮での生活やその援助内容について説明している。
- 入園の翌日少なくとも1日は担当の寮にて個別対応の時間とし、児童の不安感の軽減につとめている（個別担当制の実施）。また概ね2週間程度を観察期間とし、行事等での外出なども極力控えている。
- 入所経過等を職員に周知し、一定期間行動観察を行う。
- 世話役を任せられる児童がいるときには、新入児童の世話を受け持たせることがある。
- それぞれの寮舎において②特別なプログラム、③先輩の受け持ち制度のほか、寮担当職員との接触を多く持つなど工夫をしている。

(2) 個別指導として指導に取り入れているものがありますか。 (複数回答可)

	割合 (%)	施設数
①日記指導	91.4	53
②個別の定期面接	75.9	44
③通信による家庭との連携	77.6	45
④職場実習	75.9	44
⑤その他	36.2	21

- 個別の面接は随時実施している。
- 空き寮を利用しての家族（主に母親）との生活訓練（関係改善・調整）、出身学校への登校訓練
- 他児との接触を制限し、集団からの刺激を極力抑える環境の下で個別プログラムによる生活を行わせ内省力の向上等の指導を行っている。また、心理士による心理療法を実施。
- 問題行動のある児童については、支援寮において個別指導を行っている。（最長で4泊5日）
- 心理職員による面接
- 個別対応での作業
- 「個別処遇」実施要領を制定。ボランティア活動などにも力を入れている。
- 家庭復帰が近い児童について、週末帰宅、家族短期入所の利用、前籍校への試験登校の実施など
- 担当職員との外出
- ファミリーワーク、担当職員との個別外出
- 帰宅訓練
- 新入生については、1ヶ月以内に全員心理職が面接しその後は児童の要望や寮担任からの要請（処遇困難児童相談、進路相談時等）により面接を行う。その他退園を控えた児童について面接を行っている。
- 学習指導、作業指導等
- 自立支援計画を児童と職員が一緒に考えた上で作成する。生活場面における面接。
- 家庭実習（一時帰省で月1～2回、一泊で家に帰る。（保護者との連携のもと））、学校実習（家庭から原籍校へ通学する。1日～1週間程度。）
- 家庭実習、学校実習、進路指導、処遇検討会議、親子ふれあいショートステイ
- 問題行動が起こったとき、特別指導として（概ね3日間）職員が1対1でつき、個別指導を行い振り返りをさせる。内容は作業、作文（日記）内省など
- 個別の不定期面接
- 在籍児童に問題行動（無断外出、暴力等）が生じた場合に「特別支援プログラム」と称して、個別指導を実施している。
- ロールレタリング、課題の解決プログラム
- 必要に応じて行うよう努力している。

(3) 子どもと職員との関係性について回答下さい。 (複数回答可)

	割合 (%)	施設数
①食事は職員（調理員を含む。）が調理、配膳を行う。	72.4	42
②食事は子どもたちだけで食べる。	1.7	1
③休みの日は、子どもだけの日課（余暇活動）が多い。	29.3	17
④夜間に宿直職員の所に子どもが相談に来ることが多い。	58.6	34
⑤職員に対する集団的対立がみられる。	1.7	1
⑥日記等で意見交換する。	86.2	50

(4) 賞罪教育について回答下さい。 (複数回答可)

	割合 (%)	施設数
①個別面接などで直面化を行っている。	69.0	40
②作文（日記）などでの指導を行っている。	62.1	36
③ロールレタリングの手法を取り入れている。	12.1	7
④グループカウンセリングを行っている。	8.6	5
⑤特に行っていない。	22.4	13
⑥その他	13.8	8

- 個別作業指導
- 特別日課（ケースによって内容は一律ではないが、内省を促すような日課の変更（作業等）を行っている。
- 生活指導のいろいろの場面の中で指導している。
- 入所してからの反則については、「作文」、「面接」など実施。
- ①に類似した形の指導
- 昨年度から取り組みについて少し試行を始めている。
- 在園時の罪については、弁償と謝罪をおこなっている（先方の承諾をとって）
- 特別日課を組んでいる。

<備考>

- 児童自立支援施設の教育、援助内容において「贖罪教育」ということ自体なじまない。
- 入所児童は犯罪者ではない。不幸な成育歴や不適切な養育環境のもと似合った結果、不良行為への傾斜が認められる児童である。「人」としての自分を取り戻す場が当施設であり、贖罪教育の必要な児童は少年院で扱えばよい。
- 少年院が行うような贖罪教育は難しいと考える。
- 児童福祉施設であり、その観点から「贖罪教育」は行っていない。ただし、日常的に「他者の痛み、立場」を考えられるように指導している。
- 贖罪教育の強化については、入所児童の年齢、受け止める力等から無理があるのではないかとも考えられる。
- 振り返り、内省という形はあるが、特に贖罪教育としては行っていない。

## V 学科指導について

(1) 高校生について回答下さい。

	割合 (%)	施設数
①通学を認めている。	63.8	37
②通信制のみを認めている。	1.7	1
③高校生は在籍していない。	34.5	20
③の理由		
・施設の方針	15.0	3
・児童相談所の方針	0.0	0
・調査時にいないだけ	85.0	17

(2) 中学卒の子どもについて回答下さい。

	割合 (%)	施設数
中学卒の子どもがいる	82.8	48
中学卒の子どもがいない	17.2	10

(複数回答可)

	割合 (%)	施設数
①必要な科目について指導している。	70.8	34
内訳		
国語	85.3	29
数学	85.3	29
理科	38.2	13
社会	55.9	19
英語	50.0	17
その他	70.6	24
②作業指導を行っている。	87.5	42
③職業技能指導を行っている。	29.2	14

※職場実習、パソコン、ワープロなど

○職場実習（長期または短期、職種はさまざま）		
○パソコン操作		
○職場実習		
○パソコン等		
○ワープロ技能		
○院内指導後、安定している児童については、近隣の事業所で職場実習を行う。		
○職場実習を行っている（適応状況が良ければ就労につなげる）		
○農園作業、職場実習		
○直接指導をしていないが、職業体験実習、職業実習という形態で近隣事業所で就労させ適職を探す機会を設けている。		
○就労援助センターへの通所指導		
④資格取得のための指導を行っている。	52.1	25

※英語・漢字・ワープロ・珠算・硬筆検定、危険物取扱主任者、ホームヘルパー、運転免許、原付免許など

○漢字・ワープロ検定、珠算・硬筆検定		
○危険物資格（乙種、丙種）		
○原付免許		
○ケースによって運転免許取得		
○原付免許、ホームヘルパーの資格取得		
○漢字・英語検定		
○ヘルパー資格取得、英語・漢字・パソコン検定		
○小型特殊免許、危険物取扱者乙種第四類、パソコン検定		
○ヘルパー2級		
○運転免許		
○（児童の希望により昨年は、）危険物取扱主任者（丙種）、原付免許		
○原付免許		
○ホームヘルパー2級、ワープロ検定3・4級		
○危険物取扱者、原付、漢字、英語検定		
○危険物、原付		
○危険物、運転免許		

⑤SSTの取り組みを行っている。 16.7 8

○グループワークの中で取り入れている。		
○ロールプレイ等で社会で出会うことが想定される具体的問題を提起して実施している。		
○「生活学習」の授業の中で月ごとにテーマを決めて行っている		
○社会資源の活用方法、コミュニケーションスキルの向上		
○職場内、社会生活上の対人関係スキルを身につけるため接遇指導を含めたロールプレイによる生活技能訓練プログラムを児童の能力にあわせて取り入れている。		
○中学生対象のクラスを設け、カリキュラムを設定している。		
○週1回「テーマ学習」をプログラムに組み入れ社会支援、生活支援を行っている。		
○特別指導事業（文化体験活動）をとおしてマナー教室、調理実習等、職場実習交通期間利用通勤、銀行口座開設、単独通院		

VII その他

(1) 最近5年間(平成12~16年度)の子どもの無断外出件数の推移について回答下さい。

年度	件数	在籍1人当たりの件数		
		平均	最多の施設	最少の施設
12年度	1,229	0.7	3.7	0
13年度	1,152	0.6	3.8	0
14年度	997	0.6	2.8	0
15年度	945	0.6	5.2	0
16年度	958	—	—	—

(2) 施設の管理体制について回答下さい。(複数回答可)

	割合(%)	施設数
①門には門扉がついている。	63.8	37
内訳		
ア 必要な時以外は閉じている。	5.4	2
イ 夜は閉じている。	78.4	29
ウ 基本的に閉めていない。	16.2	6
②門には門扉がついていない。	39.7	23
③敷地の周囲にはすべて塀等の障害物がある。	15.5	9
④敷地の周囲には一部、塀等の障害物がないところがある。	36.2	21
⑤敷地の周囲には基本的に障害物がない。	48.3	28
⑥寮舎には夜間、中から開かないように施錠している。	19.0	11
⑦寮舎には夜間、施錠をしているが、中から開くようになっている。	69.0	40
⑧寮舎には夜間も基本的には施錠しない。	12.1	7

(3) 一時保護委託について回答下さい。

	割合(%)	施設数
・実績あり	63.8	37
・実績なし	36.2	21
平均件数 (受入施設平均)	8.5	313
平均件数 (全施設平均)	5.4	

平成17年4月15日

都道府県  
各 民生主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課



## 児童自立支援施設に関する実態調査について

日頃より児童福祉行政については、格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成17年3月1日に閣議決定され、国会に提出された「少年法等の一部を改正する法律案」には、14歳未満の少年であっても、家庭裁判所が特に必要と認める場合に限り、少年院への入所を可能にする、という内容が盛り込まれているところです。これにより、家庭裁判所としては、児童自立支援施設送致か少年院送致かという選択の場面が広がることとなり、この意味では、児童自立支援施設の援助の質が問われることにもなると考えております。従来、児童自立支援施設の持ち味とされてきた夫婦小舎制の形態は減少してきており、このような状況の中で、家庭的環境での指導による愛着形成や子どもの大人に対する信頼感の回復をどのように実践していくのか、児童自立支援施設の課題も多いと指摘されているところです。

このため、児童自立支援施設の援助実態を把握し、今後の児童自立支援施設のあり方の検討に資るために別添の調査を行いますので、平成17年5月13日（金）までに、当課宛に提出いただきますようお願ひいたします。（施設ごとに作成下さい。）

(担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課指導係 田野、保積  
電話 03-5253-1111（内7889）  
FAX 03-3595-2663

## 児童自立支援施設の概要について

### I 施設の概況（平成17年4月1日現在）

#### (1)施設の概要

名称	(愛称：)		定員	名
所在地				

敷地面積		周辺環境	
------	--	------	--

#### (2)職員の状況

##### ①職員の配置状況を記載下さい。

	採用区分	在任期間	前職の内容	福祉業務経験	任用資格要件
施設長	一般・福祉	年 月		年 月	

児童自立支援専門員	採用区分	在任期間	前職の内容	福祉業務経験	任用資格要件
	1 一般・福祉	年 月		年 月	
	2 一般・福祉	年 月		年 月	
	3 一般・福祉	年 月		年 月	
	4 一般・福祉	年 月		年 月	
	5 一般・福祉	年 月		年 月	
	6 一般・福祉	年 月		年 月	
	7 一般・福祉	年 月		年 月	
	8 一般・福祉	年 月		年 月	
	9 一般・福祉	年 月		年 月	
	10 一般・福祉	年 月		年 月	
	11 一般・福祉	年 月		年 月	
	12 一般・福祉	年 月		年 月	

児童生活支援員	採用区分	在任期間	前職の内容	福祉業務経験	任用資格要件
	1 一般・福祉	年 月		年 月	
	2 一般・福祉	年 月		年 月	
	3 一般・福祉	年 月		年 月	
	4 一般・福祉	年 月		年 月	
	5 一般・福祉	年 月		年 月	
	6 一般・福祉	年 月		年 月	
	7 一般・福祉	年 月		年 月	

##### ②次の職員の配置がありますか。

職種	勤務形態	主な業務内容
看護師	常勤( 名)・非常勤等( 名)	
保健師	常勤( 名)・非常勤等( 名)	
医師	常勤( 名)・非常勤等( 名)	
心理士	常勤( 名)・非常勤等( 名)	
事務員	常勤( 名)・非常勤等( 名)	
調理員	常勤( 名)・非常勤等( 名)	

③寮舎について記載下さい。

定員	実人員	職員配置	職員数(うち常勤数)	寮舎の規模	対象
1人	人	夫婦・交替・並立	人(人)	小舎・中舎・大舎	男子・女子
2人	人	夫婦・交替・並立	人(人)	小舎・中舎・大舎	男子・女子
3人	人	夫婦・交替・並立	人(人)	小舎・中舎・大舎	男子・女子
4人	人	夫婦・交替・並立	人(人)	小舎・中舎・大舎	男子・女子
5人	人	夫婦・交替・並立	人(人)	小舎・中舎・大舎	男子・女子
6人	人	夫婦・交替・並立	人(人)	小舎・中舎・大舎	男子・女子
7人	人	夫婦・交替・並立	人(人)	小舎・中舎・大舎	男子・女子

II 直接援助職員の採用・確保について

〈夫婦小舎制のみの施設は(3)へ〉

(1)直接援助職員の採用区分を回答下さい。

- ①選考採用
- ②一般試験による採用だが、福祉職など特定の採用区分
- ③一般試験による採用で、垣根のない採用区分

(2) (上の問で②③と回答した場合) ここ数年、施設に配属された直接援助職員の経歴で  
最も多いものはどれですか。

- ①児童自立支援施設経験者
- ②児童福祉施設経験者 (児童自立支援施設を除く)
- ③児童関係行政経験者
- ④福祉関係行政経験者
- ⑤それ以外

(⑤と回答した場合) その理由は何ですか。

- ア 関係行政経験者の配置が望ましいが、適当な人材がない。
- イ 幅広い行政分野を経験させるために、あえて無関係の分野から配属
- ウ 県の人事担当部局の配置方針が不明確
- エ その他 (具体的に: )

〈夫婦小舎制以外の施設は(5)へ〉

(3)これまで夫婦小舎制の存続にあたって苦労したことは何ですか。

- ①職員の選考採用の実施に県の人事担当部局が難色を示す。
- ②職員の選考採用募集に適格な応募者が集まらない。
- ③応募者はいるが、県の人事担当部局の合格基準に達しないので採用できない。
- ④職員の選考採用はできるが、その配偶者がこの仕事を望まない。
- ⑤その他 (具体的に: )

(4)今後の新たな寮長・寮母の確保の可能性についてどう思いますか。

- ①この仕事を希望する者はおり、選考採用の仕組みも機能しているので確保できる。
- ②この仕事を希望する者はおり、選考採用の仕組みが今後も機能するならば、確保の可能性はある。
- ③この仕事を希望する者はいるが、選考採用の仕組みが維持しにくくなっている。見通しは暗いと思っている。
- ④この仕事を希望する者の確保そのものが難しい。
- ⑤その他 (具体的に: )

〈すべての施設にお聞きします〉

(5)直接援助職員の状況を回答下さい。

- |                   |   |
|-------------------|---|
| ・直接援助職員の平均在籍年数は概ね | 年 |
| ・直接援助職員の在籍年数は長くて  | 年 |
| ・直接援助職員の在籍年数は短い場合 | 年 |

〈直接援助経験の豊富な職員にお聞きします〉

(6)在籍する間に、入所している子どもに対して、毅然として、しかも親密なコミュニケーションが図れるようになる職員は全体の何割くらいですか。

( 割くらい)

その割合は過去に比べて上がっていますか、下がっていますか。

(上がりっている・下がっている・変わらず)

また、そのようになるためには最低何年くらいの経験が必要と考えますか。

( 年程度)

(7)適切な職員配置のために必要・有効と考えることがあれば、記載して下さい。

{具体的に :

}

### Ⅲ 職員の援助技術の向上について

当てはまる取り組みに、○をつけて下さい。

(1)採用後からすぐに直接援助業務に就く。

(2)採用後一定の期間研修期間が設定されており、サポートを受ける。

(3)定期的にケース検討会議を開き、ケースの具体的な支援策を検討している。

(4)具体的な援助技術について勉強会・研究会を行っている。

{具体的な例 :

)

(5)他の類似施設へ実習、研修に出向いている。

{具体的な例 :

)

(6)他の類似施設と人事交流を行っている。

{具体的な例 :

)

(7)外部研修に参加する機会が確保されている。

{具体的な研修 :

)

### Ⅳ 子どもの援助内容について

(1)新入の子どもに特別の対応をしていますか。

①新入の子どものための専用寮舎がある。

②新入の子どものための特別なプログラムがある。

{具体的に :

)

③先輩にあたる子どもの受け持ち制度がある。

④特になし。

⑤その他 {

)

(2) 個別指導として指導に取り入れているものがありますか。

- ①日記指導
- ②個別の定期面接
- ③通信による家庭との連携
- ④職場実習
- ⑤その他

)

(3) 子どもと職員との関係性について回答下さい。

- ①食事は職員（調理員を含む。）が調理、配膳を行う。
- ②食事は子どもたちだけで食べる。
- ③休みの日は、子どもだけの日課（余暇活動）が多い。
- ④夜間に宿直職員の所に子どもが相談に来ることが多い。
- ⑤職員に対する集団的対立がみられる。
- ⑥日記等で意見交換する。

(4) 賢罪教育について回答下さい。

- ①個別面接などで直面化を行っている。
- ②作文（日記）などの指導を行っている。
- ③ロールレタリングの手法を取り入れている。
- ④グループカウンセリングを行っている。
- ⑤特に行っていない。
- ⑥その他

)

## V 学科指導について

(1) 高校生について回答下さい。

- ①通学を認めている。
- ②通信制のみを認めている。
- ③高校生は在籍していない。

（その理由：施設の方針・児童相談所の方針・たまたま調査時にいないだけ。）

(2) 中学卒の子どもについて回答下さい。（いる・いない）

- ①必要な科目について指導している。（国語・数学・理科・社会・英語・その他（））

※ 指導している科目に○をつけて下さい。

- ②作業指導を行っている。
- ③職業技能指導を行っている。

〔内容：〕

)

- ④資格取得のための指導を行っている。

〔内容：〕

)

- ⑤SSTの取り組みを行っている。

〔内容：〕

)

## VI その他

(1)最近5年間(平成12~16年度)の子どもの無断外出件数の推移について回答下さい。

年度	12	13	14	15	16
件数					

(2)施設の管理体制について回答下さい。

①門には門扉がついている。

ア 必要な時以外は閉じている。

イ 夜は閉じている。

ウ 基本的に閉めていない。

②門には門扉がついていない。

③敷地の周囲にはすべて塀等の障害物がある。

④敷地の周囲には一部、塀等の障害物がないところがある。

⑤敷地の周囲には基本的に障害物がない。

⑥寮舎には夜間、中から開かないように施錠している。

⑦寮舎には夜間、施錠しているが、中から開くようになっている。

⑧寮舎には夜間も基本的には施錠しない。

(3)一時保護委託について回答下さい。

最近5年間(平成12~16年度)で、一時保護委託を受け入れた事例がありますか。

(ある・ない)

⇒ある場合 ( 例 )

	ケースの概要	受入期間
1		週間
2		週間
3		週間